

【今年度の最低賃金の議論スタート 大幅な引き上げ続くかが焦点】

今年度の最低賃金について議論する厚生労働省の審議会が始まりました。最低賃金は5年連続で過去最大の引き上げが続いていますが、中東情勢の影響なども懸念される中、今年度も大幅な引き上げが続くかが焦点となります。企業が労働者に最低限支払わなければならない最低賃金は、毎年、厚生労働省の審議会が引き上げの目安を時給で示し、それを参考に都道府県ごとに金額が決められます。昨年度まで5年連続で過去最大の引き上げが続き、昨年度の最低賃金の全国平均は1121円となり、すべての都道府県で初めて1000円を超えました。

今年度の議論で、労働者側は生活必需品などの物価高が続く中、働く人の暮らしが厳しさを増しているなどとして、大幅な引き上げを求める見通しです。一方、企業側も経済成長のために自発的かつ持続的な賃上げが不可欠だとしていますが、近年の最低賃金の大幅な引き上げが、中小企業を中心に経営に影響を与え、今後も円安や中東などの国際情勢の不安定化に伴ってコストの増加が懸念されるため、引き上げの幅については経営の実態を踏まえて丁寧な議論が必要だなどと慎重な姿勢を示しています。

厚生労働省の審議会は早ければ7月に都道府県ごとの目安を示す見通しで、今年度も最低賃金の大幅な引き上げが続くかが焦点となります。

【無期労働者も同一賃金に 仙台高裁が支払い命令 格差違法と判断】

雇用期限のない契約社員と正社員の間で賃金に差があるのは違法だとして、青森県の50代女性が会社に給与の差額約3565万円の支払いを求めた訴訟で、仙台高裁が賞与や家族手当などの差額約193万円を会社側に支払うよう命じたことが分かりました。

パートタイム・有期雇用労働法は、有期雇用など非正規との不合理な待遇差を禁じ「同一労働同一賃金」を求めています。判決は規定のない無期のフルタイムについても同法の施行後は「同じルールが公序として社会内に確立している」と判断しました。

判決などによりますと、女性は平成14年、東北映像（盛岡市）と労働契約を結び、同社が運営する青森県十和田市の場外馬券売り場で勤務し、無期のフルタイムで他の社員と同様の業務を担っていましたが、基本給や賞与、住宅手当が少なく、家族手当は受け取っていませんでした。

【帯広管内4月の有効求人倍率0.80倍 11カ月連続で前年下回る】

帯広公共職業安定所がまとめた4月の雇用情勢によりますと、管内の有効求人倍率は0.80倍となり、前年同月の0.89倍を0.09ポイント下回りました。前年同月を下回るのは11カ月連続となります。月間有効求人数は前年同月比1.7%減と4カ月連続で減少する一方、求職者数は同8.8%増と5カ月連続で増加が続いています。求職前の状況別では、離職者が1254人（前年同月比9%増）で最多となっており、うち自己都合離職者は786人（同18.9%増）と大幅に増えており、より良い待遇を求めた転職活動が活発化している可能性があります。

◆ ご存知ですか？ ◆

【無期転換ルール】

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が更新され、通算契約期間が5年を超えた従業員から申込みがあった場合に、期間の定めのない労働契約（無期雇用）へ転換しなければならない制度です。契約が自動的に無期へ切り替わるわけではなく、従業員からの申込みによって無期転換権が発生します。また、2024年4月からは労働条件明示のルールが改正され、有期労働契約の締結・更新時には、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件について明示することが義務付けられました。対象となる従業員の契約更新時には、書面の内容を確認するとともに、無期転換後の処遇についてもあらかじめ整理しておくことが重要です。



- 幣舞橋からの夕日（釧路市） -

事務所より

今夏の十勝は猛暑になると言われながら、今のところ本格的な夏が来る気配があまりなく、まだ割と過ごしやすい日が続いていますね。とはいえ、日中は汗ばむ陽気の日も増え、畑の作物や街路樹の緑も一段と色濃くなり、季節の移り変わりを感じる時節ですね。一方で、この時期は朝晩との寒暖差が大きく、体調を崩しやすい季節でもあります。北海道は本州に比べて湿度が低いため、気温がそれほど高くなくても気づかないうちに水分不足になりやすいと言われています。のどの渇きを感じる前にこまめな水分補給を心掛けることが、熱中症予防のポイントと言われています。本格的な夏を元気に乗り切るためにも、日頃から体調管理には十分気を付けて過ごしたいものですね。

厚生労働省が公表した職場における熱中症による死傷災害の発生状況では、令和7年の死傷者数が1803人と統計開始以来最多となりました。一方で、死亡者数は前年より減少しており、事業場での熱中症対策の強化や、重篤化を防ぐための体制整備が一定の成果を上げていることもうかがえます。昨年は十勝でも記録的な猛暑となり、これまで北海道ではあまり意識されてこなかった暑熱対策が、今では欠かせないものとなっています。屋外作業だけでなく、工場や倉庫など屋内でも熱中症は発生するため、「北海道だから大丈夫」という考えは通用しなくなりました。職場での熱中症対策は、法令遵守だけでなく、大切な従業員の命と健康を守るための重要な取り組みです。今年の夏も、暑さ指数（WBGT）の活用やこまめな休憩・水分補給などを積極的に推奨することにより、基本的な対策を着実に実践していきたいものですね。

ホームページ内の情報提供について

弊社ホームページ内の「人事労務ライブラリ」では、法改正のポイントや各種制度の手引き、助成金情報、人事労務に関する統計調査などを掲載しております。実務に役立つ情報を中心に、内容は随時更新しておりますので、お時間のある際にぜひご覧ください。また、顧問先様専用ページとして「労務管理ワンポイント」「就業規則の規定例」もご用意しております。日々の労務管理や社内規程の見直しの際に、ご参考にしていただければ幸いです。なお、顧問先様向けメールマガジンにて最新情報及び顧問先様専用ページのご案内をしています。メールマガジン未登録の場合は、お気軽に弊社までご連絡ください。



今月は社会保険の算定基礎届の提出時期となっておりますが、算定基礎届で決定された標準報酬月額については今年の9月（10月に支払う給与からの控除分）から反映されます。社会保険料の改定時期になりましたら、弊社より改定後の社会保険料控除額を別途お知らせいたしますので、ご参照の上、控除していただきますようお願いいたします。

